

令和2年第4回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和2年12月4日（金曜）

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 今井 英昭	6番 森澤 文王
7番 今井 清	8番 村田 桂子	9番 田中 三江
10番 滝沢寿美雄	11番 榎本 真弓	12番 森本 信明

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 市川正彦	建設環境課長 篠原英男	農林課長 櫻井 豊
観光課長 今井一行	会計管理者 羽場厚子	
たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 羽場雅敏	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午前10時41分

議長（森本信明君） おはようございます。これから本日12月4日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応のため、簡潔な質疑、答弁による会議時間の短縮に配慮を願います。

本日の会議において、信濃毎日新聞社の取材を許可してありますので、ご了承願います。

本日の会議日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第57号

議長（森本信明君） 日程第1 議案第57号 立科町役場出張所設置条例の制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第2 議案第58号

議長（森本信明君） 日程第2 議案第58号 立科町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することを定める条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） 1点ここで確認しておきたいと思うんですけども、水道事業のほうはもう公営企業になっているということなんですけど、下水道事業も地方公営企業にしなきゃいけないという法的な根拠があるということなんですか。そこもう一度お願いします。

自治体の上下水道というのは、責任持って住民の暮らしを支える大事な事業だと認識しているんですが、何で公営企業法に適用するのかということの法的な根拠というか、お願いします。

議長（森本信明君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） それではお答えをいたします。

下水道事業に地方公営法を適用するに当たっては、法的なものに関しては、地方公営企業法の中で下水道事業も適用できるという形になっております。で、なぜ今回下水道事業に公営企業法の適用をさせるかという形になりますが。

まず1点目は、国のほうから通知が出ておまして、3万人未満の団体についても令和5年度までに移行するようという通知が出ておることがございます。

また、地方公営企業法を適用されますと、地方公営法の財務規定等も適用になりまして、現在の会計方式から発生主義や複式簿記等の予算等の変更になったり、また資産等、今まで明確な資産管理がなかったものが、下水道事業の資産が管理できると帳

簿等で価格管理ができるということで、財政的なものも明確になるという形になりますので、今回適用にしたいというものになります。

以上です。

議長（森本信明君） 8番、村田君。

8番（村田桂子君） それでは確認しますが、これまで水道も上下水道ともに町の直営でやってきたものなのですが、公営企業法になってくると、ほかへの譲渡ということも考えられる、同じような地盤が揃えるというような危険性があるんですけど。

ここで町長に確認しておきたいと思いますが、町の事業としてあくまでもやり抜くということで、譲渡とかそういうことは考えておられないでしょうね、ということを確認したいと思います。町長、お願いします。

議長（森本信明君） 両角町長。（発言の声あり）村田君、この質疑の中で、条例に関わる部分として、内容等についての質疑というか、そういうものが必要だと思うんですが、その辺はよろしいんですか。

8番（村田桂子君） すみません、もう1回、ごめんなさい、すみません。

議長（森本信明君） 質疑事項のところ、この条例に関わる部分で、その事項の質問はないかどうか、ということじゃ、その部分じゃなくて、その取扱いがどうかということの質問だよ。

その辺のところについては、今日のこの議案第58号について上程をされている中身について質問を受けたいと思いますが、よろしいですか。

8番（村田桂子君） ああ、そうですか。一言姿勢の問題として確認だけしておきたいと思いました。

議長（森本信明君） これ質疑の内容は条例に関わる部分で、細かいこととかそういうものに質疑に対応したいと思いますので、よろしいですね。

8番（村田桂子君） はい、分かりました。

議長（森本信明君） 町長、答えます。（（答えんでもええんじゃない）の声あり）

町長（両角正芳君） 今議長おっしゃったとおり、やっぱりこの条例に基づく中身での質疑ということかと思いますが、議員のほうから話がありましたのでお答えさせていただきますが、私どものほうとしては考えておりません。

議長（森本信明君） ほかに質疑ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第3 議案第59号

議長（森本信明君） 日程第3 議案第59号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。8番、村田君。

8番（村田桂子君） はい。村田です。今回の基礎控除の部分を引き上げるということだと思
うんですけど、これ歓迎したいと思うんですが、この背景というのをちょっと教え
てください。

議長（森本信明君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） はい、お答えいたします。

今回の改正につきましては、令和2年9月4日に地方税法施行令の一部を改正する
政令が交付をされたということに基づくものであります。

内容につきましては、個人所得課税の見直しがされたということで、個人課税所得
の基礎控除が10万円改正をされたことに基づくものでございます。

以上です。

議長（森本信明君） ほかに質疑ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第4 議案第60号

議長（森本信明君） 日程第4 議案第60号 立科町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必
要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許しま
す。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第5 議案第61号

議長（森本信明君） 日程第5 議案第61号 立科町水道事業の設置等に関する条例の一部を
改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑
はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第6 議案第62号

議長（森本信明君） 日程第6 議案第62号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定
についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） 何点かあるんですが、まず最初に、経営の基本原則が今回削除されまし
た。

索道事業は常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉増進、併せて町の観

光事業の進展に寄与するよう運営しなければならないということで、もっともなことが書いてあるなあと思いますが、これは指定管理になっても同じような理念で経営されるべきではないのでしょうか。指定管理者を縛るといえるか、行動規範になるものだと思いますが、なぜ削除されるのでしょうか、伺います。

議長（森本信明君） 今井観光課長。

観光課長（今井一行君） 今回の条例の改正、この部分につきましては、いわゆる公益企業としての適用から外すということの目的の中でこの文言は削除してございます。部分的に議員さんの言われるところもごもっともだと思えるところあるわけなんですけれども、今回、いわゆる経済性そのものを発揮することがいわゆる特別会計においては必ずしも必要な条項ではございませんので、今回抜かせていただいたと。

で、条例そのものの目的につきましては、ここには改正案が出ておりませんけれども、第1条にこの条例そのものの目的は記載してございますので、条例としては成立するのではないかなということでございます。

いわゆる企業会計的な概念は今後特別会計という中では必要ありませんので、そこは除かせてもらったということでございます。よろしく願いいたします。

議長（森本信明君） 8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） そうしますと、経営の基本原則、もちろん黒字を追求することはあれなんですけど、それ以前に公共の福祉とか観光事業の進展とか、そういうことは指定管理の下にあっても同じように追及されなきゃいけないんじゃないかと思うんですけど、そういうことについての規定は指定管理者との契約の中には盛り込まれているのでしょうか。

議長（森本信明君） 今井観光課長。

観光課長（今井一行君） これは募集要項の中でもその辺のことをきっちりうたい込んでございます。ただ、今のご指摘については、確かにごもっともだという、ちょっと考えもございまして。ただ、今回大変申し訳ないんですけど、こういう形で条例の提案をさせてもらってしまっておりますので、今回はこの形でお認めをいただきたいと思っております。

なお、また冬山の料金改定も今後においてまた上程をする予定でおりますので、その際に後段の部分、どういうことで観光事業の進展に寄与するよう運営ということは、確かに必要な項目であるとも思いますので、その辺ちょっと今後しっかり検討してまいります。

ただ、今回については、この削除をするという表記でご承認をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（森本信明君） ほかに。8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） 同じ条例の中で違う項目でよろしいでしょうか。

今回は夏山運賃の大幅改定で、全面的に改定をするということになっています。それで、指定管理になって初めての、冬は現行どおりですけど、夏山については倍にほ

ば、倍以上に引き上げるということとか、団体の割引や子供に対する配慮というのが一切条例上はうかがえないわけなんです。そこら辺の国民の観光を楽しむ権利というか、それを確保するという意味でも、料金というのは低いほうがいいわけですから。

何で、今年指定管理になって冬夏初めてお任せするわけなんです、そもそも指定管理にした唯一の理由が、公共ではできない民間のノウハウを活用しての経営改善だというふうに私は伺っているんですが、なぜ同じ条件で冬夏やってもらわないんでしょうか。何でここで料金改定を出したんでしょうか。事前に指定管理を受けてもらうときに、夏冬とも料金上げるからねという密約じゃないけど、下相談があったんでしょうか。そこについてお答えください。

議長（森本信明君） 観光課長、その条例の中身の値上げした部分ということの質問ですので、その辺のところで答弁願います。今井観光課長。

観光課長（今井一行君） まず、密約があったかとか、その件に関しては全くそういうものごいません。ただ、提案、当然それぞれの団体から提案等を受けているわけなんですけど、その中で、料金に関してはいわゆる値上げも含める提案というのもございまして、その前提で審査をしております。

それから、いろいろな細かい配慮がないではないかというご指摘でありますけども、これはあくまで全体の中の上限を定めさせてもらおうと。これは指定管理期間の中において、ここまでは認めておいてほしいというそういうこととさせていただきます。料金設定において、ある程度自由度を持たせた中で創意工夫を凝らしながら指定管理のほうで設定をしていくと。当然、大人料金幾ら、子供料金は幾らだ、あるいは身障者の関係の料金はどうだ、団体はどうだ、これは最終的には料金表を決定していきますので、全てにおいて今回の条例案、この金額に全てをやるということではないということです。

また、いきなり、まあ言ってみれば、ほぼ倍になっているんですけども、いきなりこの値段に上げるものではないということとさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（森本信明君） 8番、村田君。

8番（村田桂子君） ただいま料金の値上げについては、上限を決めるだけで急に上げるわけではないという、また、事前協議の話もここに1項目ありますので、指定管理者が町長の承認を得て定めるという、そのことが担保されているんだろうとは思いますが、

しかし、これまた最大ここまで上げられるということは担保されているので、上げられるわけですよ。これまた先ほどの密約はないとおっしゃったんですけど、値上げをして経営改善するのはある意味当たり前ですよ、収入が増えるのは当たり前なので。なぜ指定管理にしたこの年に上げるんだと。もう少しちゃんと経営努力や経営手腕を発揮してもらって、その後にやったって全然遅くないと思うんですよ。指定管理にした途端に上げるなら、もっと早くうちの町営でやるべきだとして上げて、収入の

改善図ればよかったんじゃないですか。いかにもしてやってあげているというふうにしかならぬ。私には受け取れないんですね。なぜ今回上げるのかと。急には上がらないよというふうにおっしゃったんですけど、でもあげることができる、担保をここでするわけですよ、決めればね。

その姿勢のことを私言っています。それについて、課長もそうですが、町長もちょっと、なぜこの値上げ条例がここで今日出てくるのかということの説明をお願いします。

議長（森本信明君） 町長、条例を改正する基本的な考え方でお願いをしたいと思います。

町長（両角正芳君） あくまでも、ただいま料金の関係が出ていますけれども、いわゆる夏山営業、これは現時点の中で少なくとも今までも議論をされていますけれども、年間を通した中でのやはり計画、そしてそれに対する企画と準備、こういったものを考えますと、現時点の中で夏山の運賃関係についてもやはり条例で決めておきませんと、やはり指定管理者にとってその自由度が全く生きてこないということがございますので、今回の条例の中に入れてあります。

金が高い安いとか、あるいはどうのこうのということは今後の議論があるかと思えますけれども。いずれにしても、これからのやはり誘客、そして多くのお客様が訪れていただくという観点の中で、やはり民間がそれだけの手腕を発揮するという中で、今回出てきている関係でございますので、条例としてのお認めをいただきたい。

議長（森本信明君） 村田君、先ほども申し上げたように、条例の中身について質問事項、いろんな自分の考え方とか、まあこういうことについてはそれぞれ総務、経済のとか付託をしますので、その場でまた議論を頂いて、またこの条例に関する基本的なことについては、討論とかそういうものがあつたりしますので、中身的に分からない部分があるとすれば、その中身について質問を頂きたいと思えます。8番、村田君。

8番（村田桂子君） 本会議ですので、私はしかも担当の常任委員会には入っていません。ここで正さなければ聞くときはないんです。そこをお認めいただきたいと思えます。

条例って出されるときには、何でそれを出すのかと。やっぱり社会的な背景、そこを私確認する必要があると思うんですよ。私がやっぱり疑問に思うのは、指定管理にするには何で指定管理にしたのかと言ったら、民間のノウハウを活用して、公共ではできないいろんなノウハウを活用して経営改善するんだと言っていたんですよ。料金上げれば収入増えるのは当たり前じゃないですか。それワンシーズンもやらないでここで何で上げるのって。今町長の話は今後の自由度を確保するためというお話だったので、それだったらもっと町で……。

議長（森本信明君） 村田君、言わんとすることは、今までは言われたので。先ほど最終的に両角町長の答弁で、基本的な考え方を示してもらったということで、ご理解できませんか。

8番（村田桂子君） できませんね。だって……。

議長（森本信明君） だから、その討論の関係についてはこの場ではないと。

8番（村田桂子君） いえ、何で……。

議長（森本信明君） 少なくとも……。

8番（村田桂子君） 違う、議長、なぜ今回なのかと聞いています、私は。ワンシーズンやってみてなお厳しくて無理だったら上げるということだってあるでしょう。まだ1回もやっていないのに上げる、上げてもいい、幅を持たせるなんてことの姿勢そのものがおかしいんじゃないかと私言っています。

議長（森本信明君） 最終的に基本的な考え方を改めて。町長、ありますか。

町長（両角正芳君） 基本的な考え方というよりは、いずれにしても今回の索道事業の条例の一部改正という中で、先ほども私申し上げました、やはり索道事業を営業する過程の中で、端的にこの冬の関係だけを捉えて条例をとるわけにはまいりません。やはりこれにはそれなりの準備と企画、先ほど私申し上げました、そういったことを加味しますと、今回の中で条例の中に上げておきませんと、指定管理者の中でのやはり自由度が出てこないという中で今回は上げさせていただいております。

ただ、細部にわたっての金額だとか、あるいはその方向がどうだとか、こういうことは今後の課題としてあるかは分かりませんが、現時点の中で条例の中に入れておいていただくということが私は基本だというふうに思います。

議長（森本信明君） ほかにありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第7 議案第63号

議長（森本信明君） 日程第7 議案第63号 立科町索道事業特別会計条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第8 議案第64号

議長（森本信明君） 日程第8 議案第64号 立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） これも同様です。まず1つは、駐車場使用料の納付ということで、今まで無料であったものを徴収することができる、できる規定に改めました。その値段を1,500円ということになっていますけれど、なぜこれを設けたのでしょうか。

そしてまた、これを徴収する場合には、どの程度の収入が見込めると計算されてい

ますか。

議長（森本信明君） 今井観光課長。

観光課長（今井一行君） 徴収をするということについては、これは指定管理者との協議の中でございます。これは必ず駐車場料金を徴収しようとするわけではなく、有料として扱える、毎日ではなく多分期間的だと思うんですけども、その間に料金を徴収できるようにしておいてほしい、そういうことの要望に基づくお願いでございます。

また、金額についても、これを上限ということで1,500円、恐らく1,500円の駐車料金を払ってまで果たして入園していただけるかという、そういうバランスもございまして、それを含んだ中で当然今後料金設定をされてまいります。

それから、幾ら見込まれるかということですが、それについては私のほうでは試算をしてございません。

以上です。

議長（森本信明君） ほかに。8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） 今の答弁なんですけど、指定管理者との協議の中に有料の要望があったとそういうふうにおっしゃいましたけれども、そういう要望を受けて、どのような検討でこれが入れ込まれたんでしょうか。

多分、御泉水自然園って原生林で大変貴重な自然だと思うんですよね。学習の場でもあり、団体も入ってくるだろうと、教育の。子供たちの学習の場でもあり、大型バスなども入ってくるし、家族で来て一緒に園内研修するということもあるだろうと思うんですけども。

有料の申出があったときに、今まで無料であったものを有料にかじを切った、その判断はどういうものだったんでしょうか。

議長（森本信明君） 今井観光課長。

観光課長（今井一行君） これはやはり営業手腕、民間の営業手腕を発揮していただく中で、駐車場を有料にするということは、それなりの魅力アップをしなければお客様の利用というのは考えられないわけです。それを踏まえた中で、事業者のほうからこういう有料としての対応も今後考えていきたい、そういうことがあれば私どもとすれば、そういう門戸は開いておいて、この条例で定める必要がございますので、今回入れてあるということでございます。あくまで、駐車料金を徴収するということを認めてほしい、それから料金は上限として1,500円とする、そういう考え方でございます。

また、ここに行くにはゴンドラリフトを利用していただく方法もあるわけで、この思いの中ではゴンドラリフトの利用をより上げたい、そういう考えももしかするとあるかもしれません。駐車料金が有料になりますけども、それによって行く手段がなくなるわけではございませんので、そういう考えも恐らく含まれているのではないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（森本信明君） ほかに。10番、滝沢寿美雄君。

10番（滝沢寿美雄君） 10番、滝沢です。課長にちょっとお聞きしたいんですが。

61号、62号もそうですが、この63号も全てそうだと思うんですが、基本的には、今度指定管理出しましたよね、会社へね。その会社がこれからの運営状況をよくするというか運営をやりやすくするために、いろいろなできるだけ条例の足かせとかそういうものを取り払ってあげて、できるだけ運営をしやすいように、だからすぐ金を上げるとかどうこうは問題じゃなくて、この条例は、こういうことの上限を含めてこれからの運営をしやすいようにこの条例改定をしていると私は感じるんですが。課長、どうでしょうか。

議長（森本信明君） 今井観光課長。

観光課長（今井一行君） 私がすべき答弁を全て今述べていただいたんですが。まさに言われたとおりでございまして、いずれにしても料金をここまで必ず上げるということではなく、足かせを取って自由度を持ってしっかりした経営を進んでもらうための条例改正ということでございます。これ索道事業の条例のほうもそうですし、御泉水自然園のこの条例についてもそういうことでございますので、よろしく願いをいたします。

議長（森本信明君） ほかに。8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） 村田です。今のところに端的に企業がやりやすくする、言い換えれば、利益を上げやすくするためにお膳立てをしてやるというふうに私は認識しました。

それで、もう1つ、これちょっと分からないというか、許せないというか、残念なことなんですけど。

これまで別表第1第2で、子供たちが、小学生の、個人の規定、個人は150円です。団体は120円ですね、団体規定。それからオリエンテーリングのときの金額も150円、中学生以上300円と、低廉に抑えられていたものをいきなり600円、場合によっては4倍加する規定になっています。4倍まで上げられるという規定になっていますね。

この御泉水自然園というのは町が持つ私はすばらしい財産だと思うんですけども。そういうところの学習教育活動の場としての料金設定であろうと、あったんだろうと私は思っているんですね。それが600円まで上げられるということになると、一般的な遊園地の入園料みたいな形になって、非常にそこら辺の教育的な意義、子供たちに自然の大切さ、すばらしさを味わってもらうために料金を安く設定していたんだぞという、その精神を投げ捨てるものになるんじゃないかと思うんですが。

この規定まで変えたことについては、どういう判断で行われたんでしょうか。

議長（森本信明君） 今井観光課長。

観光課長（今井一行君） すみません。こちらも索道事業条例の改正と同様に、全てを、大人、子供、中学生、高校生、その他いろいろもろもろを関係なく一律600円にするものではございません。あくまで、その上限の600円でございます。その中で今言われたような大人料金、子供料金、場合によっては中学生の料金、そこにもしかすると高校生

の料金というものも案として出ています。そういう細かい区分については今後決めていくと、定めていくということになっております。

今言われたような、必ず中学生も600円だ、小学生も600円だということでございませので、誤解のないようにしていただければと思います。よろしくお願いします。

議長（森本信明君） ほかに質疑ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第9 議案第65号

議長（森本信明君） 日程第9 議案第65号 令和2年度立科町一般会計補正予算（第7号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） それでは質問をいたします。

9ページの非接触型体温測定器について伺います。

庁用備品として2台、そして権現の湯で1台とあるんですけど、これは同じタイプのものなのかということと、それから、ちょっとどういうものかについて説明をお願いしたいのと、それから、それは入札で行われるものなんでしょうか。

議長（森本信明君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えをいたします。

様々な非接触型の体温測定器が今現在ございます。この多種の機種がございまして、考えていますのは、1人測定用と、1人ずつの測定用というものでございまして、入札によりまして購入を検討しております。

しかしながら、実は、県内での感染の拡大や、また町内でも感染者が確認されたということで、こちらにつきまして、一般管理経費の部分のをちょっと先行して、予算がございましたので、その部分をちょっと優先的にこちらを対応したいなということで今現在考えてございまして。こちらにつきましては早急に搬入をしたいということで、庁用分の2台につきましては、今現在機種選定を行っているということでご理解いただければと思います。

権現の湯につきましても、そちら選定をした後でございまして。こちらの補正が通りましたら、一応同じものを予定をしているということでございまして。

また今後におきましても、各施設等、また各イベント等で必要であればそちらの使い回し、また必要によっては今後様々な機種がございまして、また選定をした後に計上も可能かなということでございまして。今考えているところでございまして。

また、自立式タイプということで、今現在それぞれ職員が一人一人対応しておりますが、やはりそちらの密になる部分もございまして、それは自立したものということで考えているところでございまして。

以上です。

議長（森本信明君） 8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） 確認ですけど、自立型ってよく空港なんかで、通り過ぎるとばばっと体温のサーモグラフィーが出て、熱がないことを感知されるんですが。自立型というのは立ってというか、いちいち手でやったりしないで、そこをスルーすれば分かるような内容のものということでしょうか。そこ確認です。

議長（森本信明君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） そうですね。1メートルぐらいの自立しているもので、画面とすればスマホみたいなそんな画面がございまして、そこに顔をつけていただく。顔といますか、50センチですとか1メートルぐらいの感度があればいいのかなと思っております。そちら一人一人対面をしていただいて、そこに温度が出ると。これが設定温度を37.5ですかね、ある程度の発熱状況があればブザーで検知ができるというようなものを想定をしております。

以上です。

議長（森本信明君） ほかに質疑ありませんか。8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） それでは、15ページの商工費で伺います。

新型コロナ拡大防止協力企業の特別支援事業で320万の更正減が出されていますけれど、これかなりどこでもみんな厳しい状況だということを聞いています。それで、確か補正予算で拡大したと思うんですけども、こっだけ更正減出しているということは、どのようなPRをしているのでしょうか。

商工会に委託しているというふうには私は認識しているんですけど。例えば、医療関係とか介護関係の福祉とか、そういう事業所には商工会は入っていないんじゃないかと思うんですけど。そういう方たちも大変な減収に悩まされているんですが、そういったところは町が直接やはり関与して、対応を、状況をお伺いして、町の10万円のをぜひ応募したらどうでしょうか……。

議長（森本信明君） 村田君、自分の意見じゃなくて、内容について、320万について答弁を求めてということをお願いします。

8番（村田桂子君） じゃあ、更正減の理由と、その事業を成功させるためのご努力の状況をお聞かせください。

議長（森本信明君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） このことは村田議員のおっしゃったものではなくて、県・市町村連携新型コロナウイルス感染症拡大防止協力企業等特別支援事業への県への負担金ということでございます。

4月24日から5月6日までの全期間に長野県からの休業自粛要請、飲食店の時間短縮などの要請に協力した事業所に県が20万円、町が10万円の負担により30万円を支給するという事業でございました。

9月に全て申請から検査、支払いは県のほうで行っておりまして、その通知が9月に届きまして、68件に支給をしたということで、町のほうで680万円を支払いをしたと。残る320万円を今回補正するというものでございます。

先ほど10万円の町の支援金については、町のほうとしてもまだ申請していない方に申請するようにお願いをしているところでございます。

以上です。

議長（森本信明君） ほかに質疑ありませんか。8番、村田君。

8番（村田桂子君） その下の観光経費一般についてお伺いします。

228万円の更正減です。この説明をお願いします。

議長（森本信明君） 今井観光課長。

観光課長（今井一行君） これは、当初1人会計年度任用職員を予定をしておりましたが、正職員の中で対応が可能だったということで、要は皆減でございます。雇わなかったということでございます。

以上です。

議長（森本信明君） ほかに質疑ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第10 議案第66号

議長（森本信明君） 日程第10 議案第66号 令和2年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第11 議案第67号

議長（森本信明君） 日程第11 議案第67号 令和2年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第12 議案第68号

議長（森本信明君） 日程第12 議案第68号 令和2年度立科町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第13 議案第69号

議長（森本信明君） 日程第13 議案第69号 令和2年度立科町水道事業会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第14 請願第2号～日程第15 陳情第7号

議長（森本信明君） 日程第14 請願第2号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出を求める請願及び日程第15 陳情第7号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康守るための陳情書について、ご意見をお持ちの方の発言を許します。意見はありますか。8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） 特に陳情7のほうですが、今日の朝のテレビニュースでも医療が大変逼迫しているということが言われました。これから感染拡大防止のためにも保健所をはじめ医療、介護のところで人員の確保、そしてそのための予算、そして減収補填など、本当に切実なことが語られていました。

ぜひ、各地方自治体から上げていって、大きな世論にしていって、国の責任を果たしてもらえるように採択していただけるといいかなあとと思います。

以上です。

議長（森本信明君） ほかに意見はありますか。

〔（なし）の声あり〕

意見なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案、請願及び陳情については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

この後、10時55分より全員協議会を第1委員会室で開催しますので、ご参集ください。散会とします。

（午前10時41分 散会）